

## 現代教育と國家

— 教育權論争について —

小 森 健 吉

本日の公開講演を委嘱された時、「現代教育と國家」という大きなテーマを掲げまして、今、私自身もびつくりしているわけですけども、實はその頃、私は現代の教育と現代の國家というようなことを考えておつたのです。しかしながら、ここで「國家とは何ぞや」というような問題を取上げる時間も能力も、私にはもち合わせていませんし、むしろそれは、後からお話になる仲村先生のように社會學や政治學や法學等をやられた人びとの専門だろうと思ひますので、私の場合、ここでは現代日本の國家と教育の原理というような意味合いで考えたいと思つております。この點、あらかじめご了承いただきたく思います。

ところで現代教育といひましても、いろいろ特徴があるわけですが、それをすべて列擧して議論するいとまがありませんので、それと國家、特に現代國家というものの關係において現代教育というものをみると、どういうようになるかということです。これは非常に簡單なようで複雑な問題なのですが、まず第一に現代教育は國家・社會と非常につながりあいをもつていふこととあります。それなればこそ、テーマにあげたわけなのですが、國家・社會の作用、これは一言にいえば政治ですが、それを離れて現代の教育というものを考えることはほとんど出来ません。これは世界全體をながめても、自由主義諸國をはじめ、社會主義諸國及び、アジア・アフリカの新興諸國を考えて

も、まさにそのとおりでして、現代の教育は、世界をあげて教育爆發時代という表現で言われるように、各國とも國家の責任において教育競争を相當強力にやつていくという、こういう現實があるということ。こういう意味において現代の教育は、國家との關係を無視することは出来ない、非常に密接につながっているということを、まず擧げねばならないと思つてあります。

それから、第二番目には、現代の教育は公教育であるということであり、教育基本法第六條に「法律に定める學校は公の性質をもつものであつて」と規定されています。このことは、私立學校にも適用されます。というのは、私立學校は私立學校法という「法律に定められた學校」であるからです。したがつて、私立學校においても公教育を行なうということの意味します。なお「法律に定める學校」とは、學校教育法第一條で「小學校、中學校、高等學校、大學、高等専門學校、盲學校、ろう學校、養護學校及び幼稚園」とされ、この外に、いわゆる各種學校といつて、「八法律に定められた學校」でない學校」があります。各種學校については、各種學校規程があつて、その設置や廢止には監督廳の認可が必要とされ、比較的自由的な教育が行われるとはいうものの、全く恣意的な私的教育が自由にできるというものではありません。だから日本の「法律に定められている學校」という學校で行なわれている教育は、公の性質をもつ公教育であるということです。このことは現代の教育が公共性をもつなればこそ、國家が法律でそのことを規定したのであつて、國家が法律で規定したからこそ現代の教育は公共性をもつという發想はまちがひといわねばなりません。しかしこの規定の意味が問題であつて、そのことが各種學校において最もむづかしい問題狀況になつてゐるのです。

21

公共性をもつパブリックエデュケーションであるということ、これはもちろん私教育と對立することばです。しかし、今日、私教育、私ごとの教育というものがあるだろうか、というようなことを私は思います。私教育とはたとえば、親が子どもにする教育です。これは本日のサブタイトルにも出ております教育權論争の根據としての、親の子

どもに對する親權の一部としての教育權の行使ですが、これにおきましても民法八二〇條や八三四條によれば、全く親が自由自在に自分の子どもを教育することができるとは考えられない。といひますのは、民法八三四條には、親が親らしくないと、親が無茶なことをすると、家庭裁判所によつて親權を取り上げられるという事があると定められてゐるからであります。そういう意味から言つても、親の子に對するまさしく私教育、プライベートな教育においても、親の恣意的な教育、自由自在に子供を教育するということはできません。たとえば、泥棒會社の社長になれ、というような教育はできないだらう。詐欺師になれ、よう儲るで、というような教育もできないだらう。というようなわけで、親の、子どもに對する教育についても人權を保障しようとする教育、というように私たちは考えねばならないと思ひます。公教育とはその根據を簡單に言えば、私教育の内容の制度的保障として被教育者の人權を保障する教育、基本的人權を保障する教育というように簡單に言つてもいいのじやないかと思つております。このことは、教育基本法第一條の教育の目的が具體的に示してゐると考えられます。

ところで以上二點だけ現代教育の特色をあげましたが、この第二の特色は、第一の特色の具體的表現、すなわち、現代の教育と國家・社會との關係がいかに密接であるかということを示すものだと思います。第一番目に申し上げました、現代教育というものは國家・社會との關係が非常に密接であるということから、第二の現代教育が公教育であるということになり、それが、例えば私權としての私的な教育と考えられてゐる親の子どもに對する教育においても、公教育的な意味があるのだというように法律で定められることになる。この場合、國家とは、その構成員である國民個人の人間としての尊重、思想的には人格主義、法的には基本的人權尊重主義を國家組織の原理、理念と考えねばならないことを意味すると思われまゝです。世界各國とも、ほとんどですが、憲法又は法律の中で教育に關する規定をもつてゐます。これについては戦後、京大相良教授の「各國憲法條項にあらわれた教育法規の比較研究」という論文があります。又、廣島大學のグループが、同じテーマで研究した分厚い本があります。これらの研究によつて、世界各

國の憲法で教育についての様に定めてあるかということの比較ができます。そのことによつて世界各國が、教育に對してどれだけ期待をもっているかということがわかります。その期待と國家の性格による教育法規の性格の違い、すなわち、國家權力優先か人權保障優先かの問題が提起されますが、いづれにしてもその共通の根本問題ですけれども、教育に對する國家の取り決めを憲法や法律によつて定めているということです。これがいわゆる教育及び教育行政の法律主義と私たち専門の方では言うことですけれども、これが又大きな問題点をはらんでいます。なぜかという、國家は、法律に決めてあるからといつて國家が教育を支配し、又法律に定めたらそのまま教育又は教育行政をうごかすことが出来るというように、解釋しては困るという問題が現代教育の大きな問題点になつてくるというわけです。これは法律主義の限界又は問題点といわれるものですが、法律で定めてあることが、すべて正しいとは簡単にいえないということです。一應、常識として、形式的には正しいといえるけれども、實質的には正しいとは簡単に言い切れない。だから法律は守らなくてもいい、ということを決して私は言おうとしているではありません。大學における法律の研究においては、人間の定めた法律には問題点がある、限界があるということを知つて、さらに深く考えてもらいたいということを申し上げるだけです。

たとえば、法律はだいたい多數決で決まるのが原則です。全員一致が望まれているのですが、現實的にはそうはなかなかいかないものです。しかし、多數決で決まつたからといつて、その決つたことが必ず正しいとは簡単に言えないとは全く困つたことです。ゆうべの京都新聞の夕刊だつたと思ひますけれども、京都産業大學の大石義雄先生、前の京大の法學部長で、憲法の先生ですけれども、靖國神社法案についてお書きになつていたように思ひますけれども、「早く通してしまえ」というわけで「自民黨は何でもやろうと思へば多數決で通してしまえるのではないか。」というふうな書き方だつたと思ひます。そして「なにも遠慮して、あれは宗教性がないのだというふうな言い方をするよりも、はつきり、あれは英靈に遙拝するという宗教性をもっているのだ、ということをつたう方がいいやない

が。多數決で自民黨は決められるのだから、しつかりせえ。」とを叱つておられる論法だつたと思います。

思ひきつた説だと思ひます。ブルジョア法學者といわれ、ソ連あたりの法學者からも、ナチスドイツからも批判されて、ハーバート大學にうつりましたハンス・ケルゼンも、やつぱり多數決はフィクションであり、一つのたて前として、假りにやつていることであつて、というようにやはり條件として考えています。これは私たちの三人のうち二人が賛成したからといつて、二人賛成したことが眞實に正しいとは言えないといふこと。むしろ歴史の進歩發展からいえば、はじめは眞理は少數者から出てきたといふことが言えるのではないか。なにも今日のゲバ棒をふるつてゐる學生を應援してゐるといふ氣持ちは毛頭ありませんけれども、少數者の意見といふものをどればど組み入れるかといふことが、教育においても、政治においても大きな問題ですが、法律萬能主義といふものは、やはりこういう問題點をもつてゐるといふことは我々心掛けねばならない、といふことが現代教育と國家において、一つの問題點を提起してゐると思ふわけです。

自民黨は何でもやれるからと、私の友達は大石教授と少しちがう意見を言つたのですけれどもそれはこうです。選挙して自民黨が勝つたら、あとはもう、代議士全部當選したときだけで、選挙費用だけぐらひは金をやつてもいいけれども、あとはもう、四年間は自民黨が勝つたら自民黨だけで政治をやりなさい。國會議事堂もいらんし、國會議員の歳費もいらん。なんやガタガタ言つたつて何にもならへんのやから。自民黨の政策四年間やつたらよろし、そして四年目にまた選挙して、こんどはもし社會黨が勝つたら社會黨の好きなようにやりなさい。これの方がいいんじゃないか、というようなことを言つた人があります。大石先生の意見と同じような意見だと僕は思うのです。ここで政治というものはどういふものか、教育というものはどういふものか、國家というものはどういふものか、ということが現代の教育と國家の體制の中で提起されている問題ぢやないかと思ひます。

開會がおくれて、しかもこんな話をしてゐると、つい横道にそれましたが、話をもどします。そこで、現代教育が

公教育になつたという面を大まかに教育の歴史について考えてみたいと思います。教育のはじめは決してそうではなかつた。教育は始めは貴族、上流社會、いわゆる支配者層の子弟教育から始まつたことは、洋の東西を問わず歴史の證明するところであります。それは私教育であつたといえましよう。それが國民みんなの教育、いわゆる普通教育、庶民教育ということばで言われるものになるのには、かなりの時間がかかりました。日本でその最初は有名な弘法大師の綜藝種智院だと言われますし、また寺子屋教育がそれを廣めたと言いますけれども、西洋でもやはり宗教家、特に宗教改革者、例えばマルチン・ルターあたりが、相當大きな貢獻を爲したといわれます。しかしながら、その歴史の中で、私達が反省しなければならぬのは、結局、宗教を宣傳するがために庶民の教育をしようとしたのじやないか、又は軍人の方から忠良な兵隊をつくりたいがために、庶民教育、公教育を擴充しようとしたのじやないか、又資本家の立場から、低廉で非常に忠實な技術屋たる労働者をつくりだしてもらおうとする意味において、公教育をやつたのじやないか、というような三つの問題點が公教育の成立と發展についてもいわれるわけです。そういう批判はできるにしても、いずれにしても、教育というものは、まさに不思議なもので、ある一定の意味・目的をもつてやつても、それに對して必ずそれをのり超えてくるものが結果として出てくる。教育を支配しようとしたものが、結局、歴史の中ではのり超えられるというような意味をもつてゐるわけです。そういう意味において、宗教をひろめようとするためにやつた教育が、逆に宗教を改革する力をも作り出し、經濟や自分らの地位を維持しようとして、低廉な労働力というものを大量に養成するために、労働者としての國民教育をすすめていつても、結局それが團結して資本家に對抗してくるような力を生みだす。又、忠良な軍隊をつくつても、それがいつ反亂するかもしれないというので、憲兵やゲートベトとか軍隊の中にそういう秘密警察的なものをもつというようなわけで、教育というのは非常に一面ではおもしろいし、他面ではむづかしい。その矛盾というものを生むということもやはり注意されねばならないと思ひます。こうした教育におけるダイナミックスは、歴史的辨證法的發展といわれるものでしようが、その中でこの教育の

力動性の主導力をもつものは何かという問題が提起されます。

法律主義の立場から、公教育としての現代の教育においてやはりこの問題が、最終的にだれが教育をする権利をもっているのかという問題として、今日の日本では現行法の解釋において争われていきます。これを教育権論争というわけですけれども、教育権の問題をあと二、三十分ではとても話しすることができないと思つて、案じています。というのは、この問題は争點が複雑なのです。

なぜならばいろいろな意味に教育権というものが解釋されるからなのです。今表面に出ているものとしては、國家は國民を教育する権利があるということを、今の行政廳の方からは言おうとしているいわゆる國家教育權説、それに反對する立場からは、とてもそういうものはないということを言おうとしています。これらにとらわれないで、もつと素直に日本の今の憲法、及び世界の公教育の發展してきた方向において、歴史的な展望において考えるならば、やはりどう考えたらいいかということを、私は考えたいと思つています。

御承知のように、憲法二十六條には、「國民は法律の定めるところにより、その能力に應じて、等しく教育を受ける権利を有する。」という條文があります。これは國民の教育を受ける権利、すなわち、國民の受教育權といわれる権利です。これに對して、國民が教育を受ける権利をもつているのであるから、教育をする権利は、その反對側のこういう法律を定めた國家にあるのだという考方え、これが國家教育權説。すなわち、國民の受教育權が、國家に教育をする権利があるという考方えの、非常に大きな根據になつていふことですが、この解釋は非常に怪しい解釋、とてもそのようには解釋できないと私は思つています。これはむしろ、すべて國民は、その能力に應じて等しく教育を受ける権利を有するという意味において、教育を受ける機會の均等の原理と解釋されるのが一般なのです。が、それでも、私は十分言ひ得ていふとは思いません。むしろ、次のように考えた方が、正しいのではないかと思つています。すなわち、その次にこういう條文があるからです。二十六條の第二項です。「すべて國民は法律の定める

ところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。」二十六條の第一項は「すべて國民は、法律の定めるところにより、その能力に應じて、等しく教育を受ける権利を有する。」教育の機會均等です。これは法律のもとにすべての人は平等である。教育基本法第三條にもありますが、男女の性別とか、社會的地位、身分、そういうものによつて人間は教育上差別されないというのと同じように、すべての國民は等しく能力に應じて教育を受ける権利を有する。教育機會の均等ですが、これをよりくわしく申し上げますと、能力に應じた等しい教育というのは、同じ教育という意味には決して解釋できない。同じ教育ということではない。そこに一つの問題點があるわけですけれども。等しくというのは、必ずしも同一ということを意味しないことは御承知と思いますが、第二項の「すべての國民は法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。」これで義務を負う主體は、國民としての親であり、國民がその子どもに對して、普通教育を受けさせる義務を負うのであつて、國家に教育權があるという人々は、國民である親が義務を負つてゐるのだから、國家に國民を教育する權利があるのではないかというように解釋するのですが、これはたいへん無理な解釋だろうと思ひます。明治時代には有名な三大義務として、納税、兵役、教育という義務があつたわけですけれども、天皇主權の明治憲法下と國民主權主義の現代國家の原理とはちがいます。現在の法律においては、教育を受ける義務というよりも受けさせる義務が親にある。子どもを受けさせる義務を親がもつてゐるのだ。だから教基法や學校教育法で經濟的に困難なために就學が出来難い者に對しては、國家や地方公共團體がそれを保障しなければならぬと定められてゐます。學校へ行く、來られるということは、諸君らは相當無理して來てゐる人があるかも知れませんが、だいたい贅澤なものなんで、諸君らはアルバイトで、一日千圓か千五百圓もらう人があるだろうが、だいたい、やつぱりこれは、學校、スクールということばの語源から言つても、スコレ、暇がある人、やつぱり結構な人なんです。一人前の仕事をするのがやはり労働者で普通の人間なんです、學校で學ぶ人は、そういう意味合いをもつていません。

しかし、話は逸れますけれども、一定の期間、働かないで、そして教育を受けなさい。その方が、人間として將來大きく成長するのによろしいという考え方が教育なんです。義務教育は特に、小さいとき勉強をやっておかなくやだめだからということで、小さい子どもの就學を奨励し、義務づけ、そして働きに出ることを禁ずる。そういうように子供を使つてはならない。親は又、子供に労働させてはならないということで、勉強させる方向にもつていつてゐるわけでありませう。これが日本國憲法・教育基本法を頂點とする現行教育法體系の精神です。

以上國家の教育權については非常に曖昧だということを私は申しあげたんですけれども、このことが、いろいろの人々によつて、いろいろの仕方、結局憲法二十六條の解釋において、國家に教育權をもつてゐるといふような言ひ方の根據にしようとしておりますが。

逆に國民に教育を受ける權利があるのだ。だからこれを國家に對して要求することが出来る。教育要求權、教育請求權というものを言う人もあります。しかもそれは、生存權的意義をもつ、單なる自由權的な人權としてではなくして、教育を受ける權利は生存權である、又は文化權である、というように言う人もあります。文化權というのは、憲法二十五條にある有名な「すべて國民は、人間として、健康で文化的な最低限度の生活を営む權利を有する」に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を営むためには教育を受けなければだめだ。それにはどういふ教育かというところ、科學、眞實、平和、そういうことを學ぶような教育、そういうものを受けなければならぬんだという言ひ方をする人もあります。生存權説の人は、國民は自分の生活能力を高めるために、労働によつて自分の生活をできるようにする。そのために教育を受けなければならないんだ。だから、労働權、團結權と同じような社會權的な生存權なんだというように教育を受ける權利を解釋する人もあります。私は文化權説にしても、生存權説にしても、いずれも新しい解釋の仕方、日本の今の憲法の立て前から言えば、十八、九世紀的な自由主義的なものと、二十世紀的な、社會主義的な、そういう生存權的なものを同時に含んでゐる矛盾した日本國憲法から言えば、教育を受ける權利は、むしろ

る生存權的、社會權的な……に入るんじゃないかというように、解釋しなければならぬと思つています。

ところで、こういうような議論が、出てきだしたのは何故かということなんですけれども、それはこういうことです。すなわちこういう教育權論争をまき起こしたのは、むしろ國家の側であつて、私達が國民主權主義になつて、その憲法のもとで自由と平和と科學と眞實を求めて、そういう教育を徹底しようとしている矢先に、世界情勢の大きな變化の中で、米ソの對立から朝鮮戰爭を契機にして、國內政治情勢も變つてきたというような背景の中で、教育行政が變貌してきたということを見逃すことができない。こうしたかかわりのその現われが、まさに昭和二十九年の「義務教育學校における政治的中立の確保に關する法律」、及び教育公務員特例法の一部改正という、いわゆる教育二法の問題で、これによつて、教員に政治活動をしない方向を打ち出してきた。これが例の亂闘國會で、非常に荒れた國會になつたという悲しむべき歴史を私達ももつているわけです。これは教員の政治活動を禁止することは、國民主權主義の民主主義國家としては原則的にできないからです。ある本では、私も今度出版した「現代教育行政」という本で、ちよつとミスだつたですけれども、禁止というように書いたんですけれども、禁止はできないから禁止はしないが、事實はほとんど禁止に近い程制限する、抑制するという實體になつています。だから先生方は、政治について入るという話は、私はわかりません。と言つて、逃げられるのがほとんどです。すべての人間に政治活動を禁止するということは、まさに、それこそ憲法違反になりますから禁止できない。義務教育學校の政治的中立確保に關する法律は、學校は公の性質をもつのであるから、一黨一派に反對しまたは贊成するいわゆる一黨一派に偏向した政治教育をしてはならない。しかし政治教育は必要である。ということから、ある特定の政黨に反對し、又は贊成する目的をもつて教育や政治教育をしてはならない、というように定められてあつて、自民黨の政策を、これは具合が悪いということとを批判しても、それは決して政治教育の中立を侵すことにはならないといえるのであります。産業大學の大石先生が「自民黨しつかりせー。」というように此つてられるように、自民黨の贊成者かと思われませんが、決して中立を

侵してられるとは解釋できない。しかし、政治教育の中立性、學校の政治的中立ということを正しく理解しない人々に對しては、この法律は非常に大きな効力をもつて、教員は政治に口ばしを入れてはいけないんだと、ちよど明治憲法下における治安維持法のように考えられている面が多分にある。こういう法律ができました。それから、教育委員會法が改正になりました。公選制から任命制になった。さらに教科書の檢定が強まつていつた。その他、いろいろと教育政策が進められて、學習指導要領の改訂にしましても、最後は例の期待される人間像にいたしましたも、ちよどこれらと非常によく似ていているということで、しみじみと痛感することは、明治初年から明治二十三年に教育勅語が渙發されるまでの二十年間と、戦後二十年間の今日までの變貌とが全く一致しておる、非常に似たプロセスをとつておるといふこと。これは何故かといふことを、私達はやつぱりじっくり考えねばならない。そのいちばんの眼目として、國家に教育權があるといふことを、言いたいんだらうといふ問題ですが、國民主權國家原理と現行法規上、これはとても言えないと私は考えます。

これを、私達は言えないと言いつていただけではなしに、そもそも教育を受ける權利といふものは、どのような形で保障されねばならないか。私達は、それをどのようにに國に要求すべきかを考えねばならないと思います。今のところは義務教育の無償制とは、授業料を徴集しないことだけで、これが教育の機會均等を奨勵する措置だとされていきます。また經濟的な理由で就學が困難な者のためには國が補助する、という形ぐらいますが、これは何故、小・中學校だけで終わるのか。高校以上では育英資金ということになっています。特にもらつてゐる人は、すばらしい人だからもらつてゐるのであつて、家が困るからもらつてゐるといふことには、一應なつてないわけなんです。事實は、家が經濟的に困つてゐるからといふ事でもらつてゐられるかも知れませんが、表面的にはそうはなつていない。だから私達は、教育を受ける權利といふものを、國家にどのような形で要求していくか、といふことを考えねばならないと思つてゐます。

ちよつと、ことが足らないで、十分な話ができないが、もう二時になりますので終わらなければならぬのを非常に残念に思うのですが。

最後に、私はその立場はちがうが、誠にその答え方が鮮かだつたからということ、一つの挿話を申し上げたい。それは最近の「思想の科擧」の特集號で、「暴力と言論」という、そういう特集號で讀んだことなんですけれども、そこでのシンポジウムで、今、ニュースの焦點である、教科書裁判の家永さんが提案して討論されている中でのことです、誰かの「家永さん、あんた、國立大學の先生です、ね、國家の悪口ばかり言つて、よう、どうして國から月給もらつてゐるんや。」という質問に對して鮮かに答えてられた。「私は文部省の役員や國からもらつてゐるとは思つていません。私は日本國民からもらつてゐます。だから國民に奉仕する學問をやつてゐます。」と答えられた。これは非常にすばらしい答え方であつて、僕もこういう答え方と考え方を勉強しないかんあ、と思つたんです。

教育を受ける權利とか、教育を保障してくれということ、政治としては時の政府、に對する要求であつて、これは權力機構ですから、現在は、佐藤さんを頂點とした權力機構です。むこうは絶大なる力をもつていますけれども、やはり選舉で、どういう結果になるか、いわば、戦々恐々なわけです。私はそれこそ學問として、憲法、教育基本法に定められたところを正しく行なうということにおいて、國に要求すべきことは要求すべきであると考え、次第です。現代教育と國家のテーマにおいて、私が今一度申し上げたいのは、現代教育は、國家・社會と非常に密接なつながりがある。だから、國家・社會に正しく要求すべきことは、要求すべきであるが、國家・社會は、それに對してどう答へたらいいのかということ、私は國家ではありませんけれども、主權者の一人として、敢えて、國家の一部であると思ふんですが、やはり、權力をもつものこそ、謙虛に、自己自制、自己統制、セルフコントロールをやるべきだ、禁欲をすべきだ、モラルをもつべきだ、といわねばならないと考へるのであります。

今日の道徳教育の問題にしても、非常に私は困りますのは、道徳とは、人に要求するものであつて、自分を行なわ

なくてもよいものであるという考え方が強いんじゃないか、という気持ちを非常に心配するわけです。道徳は人に要求するものであつて、自分はどうでもよいものなんだ。他人が見たらんところでは、何をしてもいいんだという考え方が蔓延しているかぎりには、道徳教育をいくら叫んでもだめじゃないかと思ひます。

権力の力は萬能だ。何でもできるという考え方があるならば、國家は永遠に教育をする権限をもつべきではない、ということをお私思ひます。

私達教員は幸い佛敎大學では、諸君も賢明であるから、つまらない紛争事件が起こらないことを感謝するとともに、私達は、諸君らといつしよに、いかにして眞實なるものを自分ら自身で作りに出していくか、考へていくか、そのために學んでおるんだということ深く自覺し、私は、私が今日しやべつたことを諸君らがさらにのり越えて、自身の新しい考へ方を出してくれることを期待するわけです。それで私は、ますます勉強して、諸君には絶對のり越えられないように勉強すべきであり、諸君らは、私をのり越えるために勉強すべきである。そういうような戦いが、本當の大學における戦いだらうと思ひます。自己自身に對するきびしい戦いというものを、大學人、及び現代教育と現代國家というものを考へた場合に、教育權をふりまわすというよりも、まず、我々が自覺すべきことではないかと思ひます。

どうも教育の先生は、うまいこと言つて最後にお説教する、とお思ひになるかもしれませんが、病氣上りの無理がいけないのか、疲れていよいよ聲もかれましたので、この邊で、どうもいい話ではありませんでしたけれども、あとの仲村先生のお話しを御靜聽いただきますようお願いいたします、終ります。